

第 69 号議案

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る滋賀県知事との協議
について

教育委員会の権限に属する事務を総務部長に補助執行させることにつき、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条の 7 の規定に基づき、滋賀県知事と協議する。

令和 4 年 3 月 23 日

滋賀県教育委員会

1 補助執行の事務

教育委員会事務局（学校および学校以外の教育機関を除く）の職員にかかる
給与および旅費の支給その他総務事務のうち、教育長が指定する事務

2 補助執行開始時期

令和 4 年 4 月 1 日

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る滋賀県知事との協議について

1 趣旨

- ・令和4年度から、教育委員会事務局職員の総務事務（給与、賃金、報酬、旅費および共通経費の支払業務等）を、知事部局と同様に、総務部総務事務・厚生課において集中的に処理することにより、一層の効率化を図ることとする。

2 対象となる所属および職員

- ・教育委員会事務局（学校および学校以外の教育機関を除く）の職員。

3 移管する事務

- ・教育委員会事務局（学校および学校以外の教育機関を除く）の職員にかかる給与および旅費の支給その他総務事務のうち、教育長が指定する事務

4 移管方法

- ・地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会の権限事務について総務部長に補助執行させるため協議する。

5 事務の開始時期

- ・令和4年4月1日